

保護者の皆様

府中市教育委員会

緊急事態宣言の延長に伴う新型コロナウイルス感染症対策の継続について

日頃から本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

政府は、5月28日に9都道府県を対象とした緊急事態宣言の6月20日までの延長を決定しました。

本決定を受け、緊急事態宣言の解除される日まで、各学校においては、引き続き、4月26日付でお知らせした「緊急事態宣言の発出に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」に基づいた感染症対策を継続していきます。

一方で、教育活動が制限される中、子供の学びの保障や心身の健全育成上の観点から、校外での学習、部活動の取扱いについて、下記のとおりとします。

本市の対応について、御理解いただくとともに、保護者の皆様におかれましても御家庭における感染症対策の徹底に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 校内における学習活動について

(1) 児童・生徒等が学年を超えて一堂に集まって行う活動

原則、延期又は中止としますが、小学校体力テストの高学年による低学年の補助や、2学年程度の縦割りの学習活動など、活動の目的や内容等から実施する必要がある、かつ以下の対策を講じるなどにより児童・生徒等の安全が確保できる、と校長が判断した場合には実施可能とします。

なお、運動会等については、令和3年5月17日のお知らせのとおりになります。

- ① マスクの着用等の基本的な感染症対策を徹底する。
- ② 「三密」等を確実に回避できるよう、具体的な計画を策定し、学習活動を適切に実施するための体制を構築する。
- ③ 体育館での体育的活動を実施する際は、2方向以上の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行うとともに、児童・生徒同士の間隔を1～2メートル以上空けるようにする。

なお、運動時にはマスクを外すことを原則とし、こまめに水分を補給させるなど、十分な熱中症対策を講じる。

- ④ 活動内容を精選し、短時間で出来るように工夫する。

(2) 校外学習について

学校近隣（徒歩で移動できる範囲）の校外学習については、感染症対策を徹底した上で実施します。

また、6月1日からの府中市内の府中市美術館及び郷土の森博物館の再開に伴い、市内の施設等（市立学校給食センターを含む。）を活用した校外学習については実施可能とします。

なお、実施の際、当該施設への移動は徒歩又は借上げバスとし、公共交通機関は利用しないようにします。

(3) 保護者会及び個人面談等

緊急事態宣言の解除される日まで原則中止とします。

なお、宿泊行事や進路に関する説明会、個人面談等などの中止や延期が難しいものについては、感染症対策を講じるとともに、短時間で終了できるよう実施内容を工夫した上で実施します。また、体調不良や感染の心配などから欠席する保護者については、個別対応等の配慮を講

じます。

2 小・中学校における部活動の取扱い

緊急事態宣言が再度延長されたことを踏まえ、感染対策を確実に実行するとともに、児童・生徒の活動の機会を保障できるよう、次の点に留意した上で実施します。

- (1) 感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い活動については行わない。
- (2) 活動日は、平日のみ、週当たり2日以内とし、午後5時半までに下校する。
- (3) 土曜授業日を含む土曜日、日曜日、祝日は活動を禁止する。また、校外での活動、他校との練習試合や合同練習などは行わない。
- (4) 週休日や休日に東京都中学校体育連盟が主催する競技大会や東京都中学校吹奏楽連盟が主催するコンクールなど（以下、「公式戦等」と記す。）が開催される場合は、顧問教諭や部活動指導員の引率のもと、感染症対策を徹底した上で、補欠を含めた出場する生徒に限って当該の公式戦等への参加を認める。
- (5) 公式戦等を控えている部活動については、公式戦等当日の2週間前から、平日に限り、週当たり4日以内の特別の活動を認めるものとする。その場合も午後5時半までに下校する。
なお、この場合も、2(3)と同様の扱いとする。
- (6) 公式戦等及び公式戦等を控えた特別の活動に参加する生徒は、保護者からの同意を校長に提出し、学校の許可を得ること。

3 家庭における感染症対策のお願い

(1) 家庭における感染症対策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、咳エチケット（マスクの着用）
- 毎朝検温、健康観察（御家族に何らかの症状が見られる場合は、無理せず児童・生徒等を休養させてください。）

(2) 新型コロナウイルスへの感染が不安な場合

これまで同様、感染予防のために欠席する場合は欠席扱いとしないなど、学校として可能な配慮をしております。お子様を登校させるに当たり、新型コロナウイルスへの感染が不安な場合などは、各学校へ御相談ください。

なお、発熱等の体調不良の場合は、かかりつけ医等に御相談いただくとともに、同居する御家族を含め、新型コロナウイルス感染症の疑い等が生じた場合には、速やかに各学校へ御連絡くださいますようお願いいたします。

4 その他

今後、緊急事態宣言の期間延長や、まん延防止等重点措置の適用などにより、対応に変更が生じた場合は、別途お知らせします。

[問合せ]

(市の対応等について)

府中市教育委員会教育部指導室

TEL 042(335)4063

(学校の対応等について)

府中市立府中第七小学校

TEL 042(363)9137